（国家公務員の留学費用の償還に関する法律及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正）

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

一　国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第二条第二項

二　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第三項

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　前条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下この条において「新留学費用償還法」という。）第二条第二項（新留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。）に規定する留学には、前条の規定による改正前の国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下この条において「旧留学費用償還法」という。）第二条第二項（旧留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。）に規定する留学（旧学校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　附則第四十五条の規定による改正後の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下この条において「新自己啓発等休業法」という。）第二条第三項（新自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する大学等における修学には、附則第四十五条の規定による改正前の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下この条において「旧自己啓発等休業法」という。）第二条第三項（旧自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する大学等における修学（旧学校教育法第百四条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。

（政令への委任）

第四十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

政令

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年六月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十三号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十条の十六、第四十九条第一項、第二項及び第四項、第四十九条の二第一項、第二百六十九条並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に改め、「別表第一」「別表第二」「別表第三」「別表第四」「別表第五」を削る。

第十二条及び第十三条を削る。

第十一条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の二第一項中「以下」の下に「この条及び第二十一条第二項において」を加え、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第二章中第九条の二を第十条とする。

第十四条第一項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

第十四条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に、「被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれら」を「、同項に規定する選挙時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該選挙時登録の基準日」に改める。

第十五条を削り、第十五条の二を第十五条とする。

第二十一条を次のように改める。

（選挙人名簿の再調製）

第二十一条　市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合には、あらかじめ、その選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項を定め、これらを告示しなければならない。